

藤枝市コミュニティ・スクール (学校運営協議会)

運営マニュアル



平成 31 年 4 月

藤枝市教育委員会

目次

第1章	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の概要	
1	設置の趣旨	1
2	設置の背景と経緯	1
	（1）藤枝市の小中一貫教育とコミュニティ・スクールの推進	
	（2）藤枝市がめざすコミュニティ・スクール	
3	各地区(中学校区)でのコミュニティ・スクール導入の手順	3
	（1）学校運営協議会の中学校区の一元化	
	（2）コミュニティ・スクール導入への合意形成	
	（3）学校運営協議会への移行	
4	学校評議員会から学校運営協議会への移行	3
5	コミュニティ・スクールディレクターの役割	3
	（1）学校が必要とする地域との連携の調整	
	（2）地域が必要とする学校との連携の調整	
	（3）学校運営協議会の事務局としての役目	
	（4）その他コミュニティ・スクールディレクター設置の目的を達成するために必要な活動	
6	藤枝市における規則と要綱	4
第2章	学校運営協議会の実施	
1	学校運営協議会の設置	5
2	企画	5
	（1）年間計画作成	
	（2）教職員への周知	
	（3）協議内容	
3	委員の推薦・委嘱又は任命	6
	（1）委員候補者の選出	
	（2）委員候補者の推薦	
	（3）委員の委嘱又は任命	
	（4）委員の変更等	
4	学校運営協議会の開催	6
	（1）開催準備	
	（2）開催	
	（3）協議内容例	
	（4）開催後	
5	事務局	7
6	活動状況に関する情報提供	7
別紙1	（藤枝市コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み)	8
別紙2	（藤枝市学校運営協議会規則)	9
別紙3	（藤枝市学校運営協議会取扱要綱)	12
別紙4	（藤枝市コミュニティ・スクールディレクター設置要綱)	21
別紙5	（年間計画例)	23

第1章 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の概要

1 設置の趣旨

学校を地域に開き、保護者や地域住民等の協力を得ながら、学校、保護者、地域住民の三者が連携してよりよい学校づくりを目指す取組が全国各地で行われている。こうした取組を制度的にバックアップし、三者の関係をより深化させる仕組みが学校運営協議会である。この学校運営協議会は、平成16年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の改正により成立した仕組みであり、その後平成29年の改正により、各教育委員会に対して、学校運営協議会の設置が努力義務となり、より一層、保護者や地域住民が学校運営に参画することが求められるようになった。

コミュニティ・スクールはこの学校運営協議会制度を導入している学校のことを指し、学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映することで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための法律に基づいた仕組みとなっている。

そこで、このコミュニティ・スクールを推進することによって、学校と保護者、地域住民との信頼関係を深め、さらに三者が一体となって学校運営の改善と児童生徒の健全育成に取り組んでいく。

2 設置の背景と経緯

（1）藤枝市の小中一貫教育とコミュニティ・スクールの推進

本市では、以前より地域に開かれた学校づくりを進めてきており、さらに平成23年度からは各中学校区を単位とした小中学校連携ドリームプラン事業を開始し、小中学校間の連携はもちろん、保護者や地域とも連携しながら、中学校区ごとに特色を生かした教育を推進してきた。

さらにこの小中学校連携ドリームプランを土台にして、各中学校区内の小中学校が義務教育9年間を通した共通理念のもとで、系統的な指導計画を編成・実践するため、平成29年3月に「藤枝市小中一貫教育推進計画」を策定し、平成29年度から瀬戸谷地区で先行して小中一貫教育を開始した。他地区においても、順次、地区推進協議会を立ち上げ、小中一貫教育の導入に向けた準備を進めている。

「藤枝市小中一貫教育推進計画」では、小中9年間を見通して小中学校間が連携する「縦の小中一貫教育」と、学校・家庭・地域が連携・協働する「横の小中一貫教育」の2つを基本にして、各中学校区単位で小中一貫教育を推進していくこととしている。このうち、「横の小中一貫教育」は、地域総ぐるみで効果的に小中一貫教育の推進に取り組んでいくことを示したもので、その方法として、小中一貫教育を進める中でコミュニティ・スクールを推進していくこととしている。

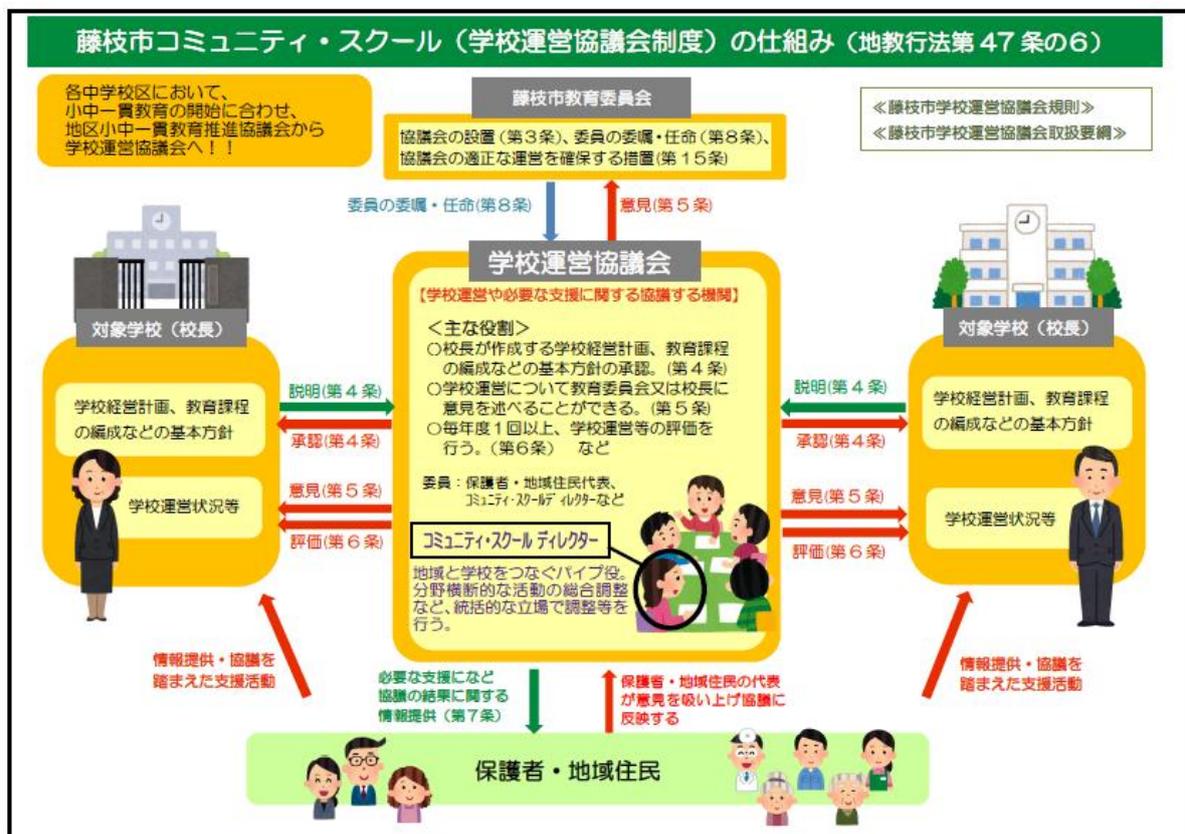
(2) 藤枝市がめざすコミュニティ・スクール

本市では、以前より保護者や地域に開かれた学校づくりを念頭に、学校、家庭、地域が連携しながら、子どもの確かな育ちの実現を図ってきた。コミュニティ・スクールを推進していくことで、これまでの「地域に開かれた学校」からさらに「地域とともにある学校」にしていく。

言い換えれば、学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めていくことである。そして、現在行っている学校評議員制度、学校評価などの学校運営改善の取組をさらに一歩進め、学校運営協議会を立ち上げることで、より学校と保護者、地域との連携を密にし、「参加」から「参画」、「連携」から「協働」へ促していく。

本市では、中学校区単位での小中一貫教育を推進しており、コミュニティ・スクールもこれに合わせた形で行っていく。また、各中学校区にコミュニティ・スクールディレクターを配置することで、このディレクターが学校と地域のつなぎ役となり、学校、地域の両者にとって、より実効性のある連携・協働を図る。そして、これまで行ってきた学校評議員会や各地区の健全育成会議、学校サポーターズクラブ等で培ってきた地域との連携をさらに深め、地域が応援団になり、昔の「オラが学校」の意識をもって、学校・保護者・地域が一体となった学校運営を行っていく。

(拡大版は別紙1)



3 各地区（中学校区）でのコミュニティ・スクール導入の手順

各中学校区の小中一貫教育の推進を受け、次のような手順でコミュニティ・スクールの導入を推進する。

（1）学校評議員会の中学校区での一元化

小中一貫教育の導入を踏まえ、学校運営協議会への移行に備え、現状の学校評議員会の中学校区での一元化を進める。

（2）コミュニティ・スクール導入への合意形成

地区小中一貫教育推進協議会（学校評議員会を含む）において、小中一貫教育の導入推進と合わせて、コミュニティ・スクール導入に対する合意形成を図る。

（3）学校運営協議会への移行

原則的に小中一貫教育の開始時期に合わせ、地区小中一貫教育推進協議会から学校運営協議会に移行する。（コミュニティ・スクールの開始）

4 学校評議員会から学校運営協議会への移行

平成 12 年 1 月の学校教育法施行規則の改正により、地域に開かれた学校づくりを一層推進していくため、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして学校評議員制度が導入され、各学校で学校評議員会を設置してきた。

コミュニティ・スクールでの学校運営協議会は、この学校評議員会と比べ、学校が保護者や地域の人と育てたい子ども像と目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けてそれぞれの責任を果たし協働していくことになる。言い換えれば、学校運営協議会はこれまでの学校評議員会をさらに発展させたものであると言える。

そこで、コミュニティ・スクールを開始した時点で、対象の学校はこれまでの学校評議員会から新たな学校運営協議会に移行させることとする。

5 コミュニティ・スクールディレクターの役割

地域と学校をつなぐパイプ役として、分野横断的な活動の総合調整など、統括的な立場で調整等を行う。併せて、学校運営協議会の事務局としての役目も担う。

（1）学校が必要とする地域との連携の調整

教育支援、環境整備、行事等において、学校が必要としている地域との連携について、常に学校と連携する中で学校の意向を把握し、地域との調整を図る。必要に応じて、学校サポーターズクラブとも連携を図るなど、統括的な立場で調整にあたる。（授業支援、登下校時の安全指導、福祉交流、環境整備、学校行事等への協力依頼など）

- ・学校及び地域が相互交流を活発化させるための支援
- ・地域人材の把握と活用方法についての検討
- ・課題解決のための関係機関との連絡調整 など

(2) 地域が必要とする学校との連携の調整

自治会、町内会、地域施設等、地域が必要とする学校との連携について、地域と連絡を取り、学校との調整を図る。(地域行事、地域講座、福祉交流、防災等への参加など)

- ・学校及び地域が相互交流を活発化させるための支援
- ・地域人材の把握と活用方法についての検討
- ・課題解決のための関係機関との連絡調整 など

(3) 学校運営協議会の事務局としての役目

- ア 学校運営協議会開催通知等の準備
- イ 会議録の作成、活動の記録
- ウ 地域住民に対する啓発・参画の促進
- エ コミュニティ・スクールの活動状況についての広報
- オ 小中一貫教育推進計画の進捗管理
- カ 年間計画の作成
- キ 活動報告書等の作成、提出

(4) その他コミュニティ・スクールディレクター設置の目的を達成するために必要な活動

6 藤枝市における規則と要綱

本市では、学校運営協議会を運営するにあたり、藤枝市学校運営協議会規則(別紙2。以下「規則」という。)や藤枝市学校運営協議会取扱要綱(別紙3。以下「取扱要綱」という。)、藤枝市コミュニティ・スクールディレクター設置要綱(別紙4。以下「設置要綱」という。)を定めている。

この規則は、地教行法第47条の6に基づき、藤枝市における学校運営協議会について必要な事項を定めたものである。また取扱要綱は、学校運営協議会の運営を補い届出書類等を記したものであり、設置要綱は、コミュニティ・スクールディレクターを設置することに関し、必要な事項を定めるもので、これらの規則等に従って学校運営協議会を運営していくものである。

第2章 学校運営協議会の実施

1 学校運営協議会の設置

各中学校区の小中一貫教育推進協議会（学校評議員会を含む）において、コミュニティ・スクール導入の合意形成を図り、学校運営協議会を設置していく。その場合、教育委員会より対象の学校に対して、学校運営協議会設置通知書（取扱要綱第1号様式）にて通知する。

この通知を受け、当該学校の校長は、学校運営協議会委員推薦書（取扱要綱第3号様式）を教育委員会に提出する。委員人選にあたっては、各地区で行われている小中一貫教育推進協議会の委員をもとに、各地区の実態に応じ、意見・提言及び評価が期待できるように心掛けるようにする。また、打診、依頼に当たっては、学校運営協議会の趣旨をよく説明し、十分な理解を得るようにすることが必要である。

教育委員会は、この推薦書を受けて委員の委嘱を行う。また、この学校運営協議会の名称は「〇〇中学校区学校運営協議会」とする。

2 企画

（1）年間計画作成

学校運営協議会の実施にあたっては、別紙5を参考に年間計画を作成し、協議会の実施及び協議会での助言の反映が円滑に行われるよう計画する。

ア 学校運営協議会は、原則として年2回以上実施すること。（できれば学期1回程度が望ましい。）

イ 学校見学、授業参観等については、学校運営協議会の中で実施するほか、学校行事等の年間計画に合わせて実施するなど、できるだけ多く学校見学等の機会を設けるよう工夫する。

（2）教職員への周知

学校運営協議会が学校の教育活動全般に関わるため、年度当初に協議会の趣旨について説明し、改めて周知を図るようにする。その際、小中一貫教育とコミュニティ・スクールの相互関係にも触れ、理解を深めることが大切である。

（3）協議内容

校長は、グランドデザインや学校経営書をもとに、学校経営方針や年間行事計画等を資料として示し、学校経営について理解を得るとともに、学校経営計画や教育課程編成に関する主なことについて承認を得る。

その他、学校や地域の実態に合わせ、校長が必要と認めた事項について協議する。

3 委員の推薦・委嘱又は任命

委員は 20 人以内とし、地区小中一貫教育推進協議会の委員をもとに、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、対象学校の教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者で構成し、地区小中一貫教育推進協議会から学校運営協議会へのスムーズな移行を図る。

(1) 委員候補者の選出

校長は、小中一貫教育推進協議会の委員をもとに、地域との連携協働を推進するのに適した者を人選し、委員候補者には、学校運営協議会実施の趣旨等を十分に説明し、理解を得ること。

(2) 委員候補者の推薦

校長は、委員推薦名簿を作成し、委員推薦書（取扱要綱第3号様式）を教育委員会に提出すること。

(3) 委員の委嘱又は任命

教育委員会は、上記の書類について審議し委員を委嘱又は任命する。

委員の任期は、1年（当該委嘱又は任命日の属する年度末まで）とするが、再任を妨げない。

(4) 委員の変更等

委員の任期中の変更又は補充がある場合は、教育委員会から特に指示がある場合を除き、原則として校長が新委員の推薦を行う。

4 学校運営協議会の開催

(1) 開催準備

ア 開催通知の発送

イ 資料や協議会の開催に必要な物品等の準備

(2) 開催

ア 原則として年2回以上実施する。（できれば、学期1回程度が望ましい。）

イ 学校運営協議会開催時は、会議のみではなく、学校見学、授業参観、学校行事等できるだけ多く学校参観等の機会を設けるよう工夫する。

(3) 協議内容例（年3回実施する場合）

ア 年度当初・・・概ね4～6月

- ・学校運営協議会委員の位置付け・役割、規則等を委員に説明する。
- ・学校の現状と課題を説明し、委員に理解を求める。
- ・今年度の学校運営（学校経営計画、教育課程の編成等）についての基本方針を確認する。
- ・地域に対して、学校が関わってほしいことを示し、理解を得る。
- ・地域の願いや活動など、地域のことを理解する。
- ・学校と地域でできる連携を検討する。

イ 中間時・・・概ね7月～12月

- ・学校と委員間で学校の現状や学校運営に関する課題を共有し、意見交換した上で、課題の解決に向けて改善策を協議する。
- ・地域と連携した教育活動を検討する。
- ・学校や地域の実態に応じて、テーマ協議等の工夫を図る。
- ・実施した改善策などを検証し、成果や課題を探る。
- ・児童生徒・保護者・地域に対して行った学校評価結果を示し、意見交換をする。

ウ 年度末・・・概ね1～3月

- ・学校評価結果等をもとに、今年度の取組の成果と課題等を探る。
- ・今年度の学校の運営状況等について評価を行う。
- ・来年度の学校運営（学校経営計画、教育課程の編成等）についての基本方針を示し、承認を得る。
- ・次年度の学校運営協議会の年間計画について検討する。

(4)開催後

ア 実施報告

- ・毎会議終了後

学校運営協議会の会議終了後は、その都度、学校運営協議会会議結果等報告書（取扱要綱第4号様式）に会議録（要点記録）を添えて、教育委員会に提出する。

- ・毎年度末

学校運営協議会は、毎年度末に学校運営協議会活動状況報告書（取扱要綱第7号様式）を作成し、教育委員会に提出する。

イ 次回に向けた準備

5 事務局

事務局は、学校運営協議会が円滑に運営され、その目的を達成するために、企画、立案、運営等の業務を行う。事務局は、原則として当該地区中学校に置き、コミュニティ・スクールディレクターがそれに関わり、学校と連携して携わるようにする。

6 活動状況に関する情報提供

学校運営協議会は、活動状況について、会議録を地区交流センターや学校で公表する他、学校便りや地域掲示板等を通じて、地域の住民や保護者に対して積極的に情報提供をすること。また、この協議会の内容を教職員に周知し、その活動に対して理解を求めるようにすること。

藤枝市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み（地教法第47条の6）

各中学校区において、
小中一貫教育の開始に合わせ、
地区小中一貫教育推進協議会から
学校運営協議会へ！！

藤枝市教育委員会

協議会の設置（第3条）、委員の委嘱・任命（第8条）、
協議会の適正な運営を確保する措置（第15条）

《藤枝市学校運営協議会規則》
《藤枝市学校運営協議会取扱要綱》

委員の委嘱・任命(第8条)

意見(第5条)

学校運営協議会

【学校運営や必要な支援に関する協議する機関】

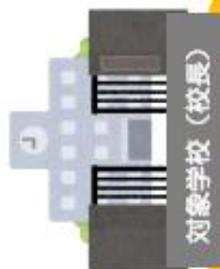
＜主な役割＞

- 校長が作成する学校経営計画、教育課程の編成などの基本方針の承認。(第4条)
- 学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができ。(第5条)
- 毎年度1回以上、学校運営等の評価を行う。(第6条) など

委員：保護者・地域住民代表、
ユニティ・スクール・イテグラーなど

コミュニティ・スクール・イテグラー

地域と学校をつなぐパイプ役。
分野横断的な活動の総合調整
など、統括的な立場で調整等を行う。



学校経営計画、教育課程
の編成などの基本方針



学校運営状況等

説明(第4条)

承認(第4条)

意見(第5条)

評価(第6条)



学校経営計画、教育課程
の編成などの基本方針



学校運営状況等

説明(第4条)

承認(第4条)

意見(第5条)

評価(第6条)

情報提供・協議を
踏まえた支援活動

情報提供・協議を
踏まえた支援活動

必要な支援になど
協議の結果に関する
情報提供（第7条）

保護者・地域住民の代表
が意見を伺い上げ協議に
反映する



保護者・地域住民



別紙2

藤枝市学校運営協議会規則

平成31年1月30日
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、藤枝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画や学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条に規定する目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施する場合又は教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び対象学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校を明示し当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他対象学校の校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民等の参画を促進するための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次の各号に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、保護者及び地域住民に対し積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、保護者及び地域住民の理解を深めること。

(2) 対象学校と保護者及び地域住民との連携及び協力の推進に資すること。

(組織)

第8条 協議会の委員は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から前項の委嘱又は任命にかかる申出があったときは、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員に欠員が生じた場合には、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

2 会長は会議を招集し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行うも

のとする。

(会議)

第12条 協議会の会議は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 協議会の会議は、公開する。ただし、藤枝市情報公開条例（平成13年藤枝市条例第2号）第7条各号に定める非開示情報を扱う会議は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第9条の規定に反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別紙3

藤枝市学校運営協議会取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藤枝市学校運営協議会規則（平成31年藤枝市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会設置に関する意見聴取)

第2条 規則第3条第2項の意見は、藤枝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、各地区の小中一貫教育推進協議会（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の学校評議員会含む）において意見を聴くものとする。

(協議会の設置)

第3条 規則第3条第3項の通知は、学校運営協議会設置通知書（第1号様式）によるものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、規則第4条第1項各号の基本的な方針について、対象学校のグラウンドデザイン及び学校経営書をもとに作成し承認を得るものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、規則第5条第1項の規定による意見を述べるときは、学校運営等に関する意見申出書（第2号様式）により行うものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、規則第6条の規定による評価を行うときは、児童生徒、保護者及び教職員を対象に行う学校生活アンケートや教員による教育課程編成のアンケート評価等をもとに総合的に評価するものとする。

(住民等の参画を促進するための情報提供)

第7条 協議会は、規則第7条第2項の規定による情報提供を行うときは、協議会が作成する会議録を公表するとともに、学校及び協議会からの便り、自治会の回覧板及び掲示板等を積極的に活用するものとする。

(委員の推薦)

第8条 対象学校の校長は、規則第8条第2項による申出を行うときは、学校運営協議会委員推薦書（第3号様式）により行うものとする。

(会議)

第9条 協議会は、原則として年間2回以上開催するものとする。

2 協議会の会議は次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 規則第4条に規定する学校運営に関する基本的な方針の承認
- (2) 規則第6条に規定する学校運営に関する評価
- (3) 評価をもとにした成果と課題の検討
- (4) その他協議会が必要と認める事項

3 協議会は、会議終了後速やかに学校運営協議会会議結果等報告書（第4号様式）に会議録を添えて教育委員会に提出する。

(協議会の運営状況についての的確な把握)

第10条 教育委員会は、規則第15条第1項による協議会の運営状況について、前条第3項の学校運営協議会会議結果報告書等により、的確な把握に努めるものとする。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、規則第16条第1項の規定による協議会委員の解任を行うときは、学校運営協議会委員解任通知書(第5号様式)に、同条第2項に規定する理由を示し通知するものとする。

2 委員は、規則第16条第1項第1号の規定による申出を行うときは、学校運営協議会委員辞任届(第6号様式)により行うものとする。

3 教育委員会は、規則第16条第1項第2号及び3号のいずれかに該当する委員を解任する場合にあっては、第1項の通知をする前に協議会に対し、規則第16条第1項第2号及び3号のいずれかに該当する委員に関する情報についての報告を求めるものとする。

(報告)

第12条 協議会は、毎年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書(第7号様式)を作成し、教育委員会に提出する。

(委員の報酬等)

第13条 委員の報酬は、日額5,000円とし、報酬及び費用弁償は、藤枝市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年藤枝市条例第16号)の規定に基づき支給する。

(委任)

第14条 協議会は、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

藤枝市立 学校長 様

藤枝市教育委員会

学校運営協議会設置通知書

年 月 日付けで貴中学校区に学校運営協議会を設置するので通知します。

1. 学校運営協議会を設置する中学校区名と対象学校名

(1) 中学校区名

(2) 対象学校名

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

藤枝市教育委員会 あて

藤枝市立 学校長 あて

中学校区学校運営協議会
会長

学校運営等に関する意見申出書

学校運営等に関し、下記のとおり意見を申出ます。

記

年 月 日

藤枝市教育委員会 へ

藤枝市立
校長
藤枝市立
校長

学校
印
学校
印

学校運営協議会委員推薦書

下記の者を委員として推薦します。

記

中学校区学校運営協議会委員推薦名簿

番号	ふりがな 氏名	性別	住所	要件 区分	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

・「要件区分」には、藤枝市学校運営協議会規則第8条第1項に定める委員要件の区別を記入してください。

年 月 日

藤枝市教育委員会 あて

中学校区学校運営協議会
会長

学校運営協議会会議結果等報告書

学校運営協議会の会議結果等について、下記のとおり会議録を添えて報告します。

記

- 1 開催日
- 2 出席人数
- 3 主な内容 （詳細は会議録参照）
- 4 その他

中学校区学校運営協議会
委員 様

藤枝市教育委員会

学校運営協議会委員解任通知書

藤枝市学校運営協議会取扱要綱第11条第1項の規定により、
解任する旨及びその理由を通知します。

中学校区学校協議会委員を

1 解任する期日 年 月 日

2 解任する理由

年 月 日

藤枝市教育委員会 へ

学校運営協議会委員辞任届

下記理由により 年 月 日をもって 中学校区学校運営協議会委員を辞任したく
届け出ます。

記

・辞任理由

以上

年 月 日

住所

氏名

㊞

年 月 日

藤枝市教育委員会 あて

中学校区学校運営協議会
会長

学校運営協議会活動状況報告書

学校運営協議会の活動状況について、下記のとおり報告します。

記

1 中学校区学校運営協議会の開催状況

回数	開催日	出席人数	主な内容
1	年 月 日（ ）		
2	年 月 日（ ）		
3	年 月 日（ ）		

2 本年度の成果

3 次年度に向けた課題

4 次年度の基本方針

5 その他参考となる事項

別紙 4

藤枝市コミュニティ・スクールディレクター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤枝市学校運営協議会規則（平成31年藤枝市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営において、地域とともにある学校づくりを一層推進することを目的として、コミュニティ・スクールディレクター（以下「ディレクター」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 藤枝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会にディレクターを置くものとする。

(定数)

第3条 ディレクターの数は、各協議会に1名を原則とする。ただし、地域の状況により、特に必要を認める場合はこの限りでない。

(資格及び委嘱)

第4条 ディレクターの委嘱は、当該協議会委員の中から、次の各号に掲げる全ての資格要件に該当する者を、当該協議会の校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 学校、地域において社会的信望がある者
- (2) コミュニティ・スクールの推進に熱意と識見を有する者
- (3) 地域と学校をつなぐパイプ役として、統括的な立場で調整等を行える者

(委嘱期間及び解職)

第5条 ディレクターの委嘱期間は、委嘱の日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、ディレクターが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他ディレクターとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(職務)

第6条 ディレクターは、次の各号のとおり、地域と学校をつなぐパイプ役として、分野横断的な活動の総合調整など、統括的な立場で調整等を行う。

- (1) 学校が必要とする地域との連携の調整
- (2) 地域が必要とする学校との連携の調整
- (3) 学校運営協議会の事務局としての業務
- (4) その他ディレクター設置の目的を達成するために必要な活動

(服務)

第7条 ディレクターは、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令、規則、藤枝市学校運営協議会取扱要綱及びこの要綱等に従い、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は職員職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(秘密の保持)

第8条 ディレクターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(謝金等)

第9条 ディレクターの活動の対価として支払う謝金については、1時間あたり1,000円とする。

2 前項の単価に旅費を含むものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ディレクターに関し必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

年間計画例 【年3回実施する場合】

年	月	学校運営協議会	事務局	学校運営上の配慮事項
前年度	～ 3月		<ul style="list-style-type: none"> ・校内での予備調整 ・年間計画の作成 ・委員候補者へ打診と内諾 ・CSディレクターの選出 ・委員推薦書の提出（市教委へ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内での共通理解
		＜3月教育委員会会議で設置及び委員の承認＞		
年度当初	4月		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回開催通知 ・第1回協議会準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回協議会基礎資料作成
	5月	第1回協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・協議会の趣旨説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録の作成・報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回協議会結果の職員共通理解
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の現状と課題 ・学校運営(中学校区)の基本方針の確認 		
中間時	7月		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回開催通知 ・第2回協議会準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回協議会基礎資料作成
	8月			
	9月	第2回協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動の報告と意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録の作成・報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回協議会結果の職員共通理解
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した教育活動の検討 		
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ協議 		
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価結果報告と意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回開催通知 	
年度末	1月		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回協議会準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回協議会基礎資料作成
	2月	第3回協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取組の成果と課題について意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録の作成・報告 ・今年度の取組報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回協議会結果の職員共通理解
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の学校の運営状況等についての評価 ・次年度の学校運営についての基本方針の承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を次年度の学校経営計画に反映

